

社会保障の不適切な受給

J. M. G. Kuin (オランダ)

本稿には、社会保障の不適切な受給にかんする論述が示されている。

法律はカバーしようとしていないことが明らかであるにもかかわらず、人びとが合法的に社会保障給付を請求する場合に、社会保障の不適切な受給が行なわれる。

社会保障の管理・運営では、そのような例は、法的には非難できないが、腹立たしさと不愉快な感じを抱かせる。

この状態は失業・疾病・失業保険の分野における調整に端を発している。しかし、これらの各保険制度の目的は大幅に異なっており、この事実はなんら考慮されていない。たとえば、音楽家と芸術家は、かれらが自営業者である場合を除いて、疾病と廃疾に対して保険をかけられるべきであるということは容認できるが、失業の場合には、その通りという訳にいかない。被保険者のうちこの分野の人びとは、ある点では、かれらの特殊な専門的職業のもつ正常な特長として、仕事をしていない期間が存在するが、かれらの失業期間には、賃金労働者の一般的な組織と共通点をもっていない。

同様に、失業保険の資格取得期間の短縮は、6週間労働者達を雇用するある

企業で就労させ、かれらがその後6週間失業手当を受給すると述べている。

疾病保険では、法律が賃金の80%だけの給付を規定しているのに、大部分の例では、労働協約により、疾病給付が賃金の100%であるから、疾病保険は欠勤を奨励するかも知れない。社会保険に対する不適切な受給の他の例は、海外からの移住労働者の雇用前における検診で発見された病気が、疾病保険の費用になっているという規則にも見受けられる。オランダで働いたことのあるこれらの移住労働者に必要とされる費用は、公的保険サービス当局の担当事項のように、政府によって調達されるべきである。

他の例は廃疾保険と失業扶助に見ることができる。

管理・運営機関は、その立場からして、法律が通過され、かつ、重い負担を必要とする法律の適用に対して、法律に注意を換起すべきである。

各金庫は実際に必要とする人びとに十分に支出し、かつ給付を提供すべきである。社会保障はまだ再評価の必要がある。

Het Oneigenlijk Gebruik van de Sociale Verzekering, Gids voor Personeelsbeleid,
No. 9, March 1972, pp. 227-233; No. 16, '72/73.